慶應義塾医学部新聞

発行所
三四会医学部新聞編集室
〒160－8582
東京都新宿区信濃町26
電話(3353)1211 内線62956
会員については会費に購読料が含まれる
毎月　1部20円発行

慶應義塾大学病院
信濃町駅前・各種診療
●診療時間／午前9時～午後1時
●電話番号（3353－1211（代表））

慶應義塾三四会役員会

安西祐一郎現塾長再選される

任期は五月二十八日より四年間

今年は創立百五十年の年にあたる。本塾は立法機関をもたない各部門ごとに評議員選挙の式をとっている。今回の選挙においては三月二十四日第一次塾長候補者を各部門に二名ずつ推薦したが、選挙後に辞退者が出たため、第二次塾長候補者を各部門に一名ずつ推薦した。信濃町地区では、塾長の体制は現行通第三十期目終了後の六月末日を限度とする現行形態となった。これに伴い、勤務時間は平成十五年五月一日から一時間二〇分の延長となり、年間の労働時間は減少の方向となった。

各部門で努力が重ねられ、一〇VOGが開催された。結果（塾長候補者選出状況）は、安西先生、慶應義塾大学医学部教授・環境情報学部教授の順に決定した。なお任期は平成十七年五月一二日から平成二十一年五月一二日までとなる。

第2条（構成）委員会は、塾長候補者推薦委員会（以下「委員会」）と塾長候補者選考委員会（以下「選考委員会」）とする。

第3条（委員会）委員会は、塾長候補者推薦委員会規則（昭和四四年五月23日制定）による塾長候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」）と塾長候補者選考委員会規則（昭和四四年五月23日制定）による塾長候補者選考委員会（以下「選考委員会」）とする。

1　文・経済・法・商・医・理工の各学部長各1名
2　総合政策・環境情報・看護学部の各学部から選出する学部長各1名
3　法学部・医学部・理工学部・総合政策学部・看護学部の各学部から選出する教員各18・18・12・4名
4　大学入学外の学校長の2名

第4条（塾長候補者選出）塾長候補者の推薦（委員会は、塾長候補者の推薦を行う。）

1　第1次塾長候補者の選出
2　第2次塾長候補者の選出
3　塾長候補者の推薦

第5条（第1次塾長候補者の選出）①委員会は、大学各学部おとびその他の部門に対して次の区分に従い第1次塾長候補者を2名の推薦を求める。

1　文学部
2　経済学部
3　法学部
4　商学部
5　医学部
6　理工学部
7　総合政策学部
8　環境情報学部
9　看護学部
10　商学学校、志木高等学校、女子高等学校、附属病院中等部・高等学校、普通部、中等部・高等部、普通部、中等部および幼稚舎の教師の推薦（委員会は、大学各学部おとびその他の部門により2名を選出する。）

②第1次塾長候補者の選出

1　文学部・法・商・医・理工・総合政策・環境情報・看護学部の各学部長は、その学部教員から、その学部方法は、別に定める。
2　商学学校、志木高等学校、附属病院中等部・高等学校、普通部、中等部および幼稚舎は、専任の教員により2名を選出する。
3　医学部は、前条により選出された第1次塾長候補者の中から3名の第2塾長候補者を推薦する。
4　法学部・商学部・理工学部・総合政策学部・看護学部は、第1次塾長候補者の中から2名の第2塾長候補者を推薦する。
5　医学部・商学学校・志木高等学校・女子高等学校・附属病院中等部・高等学校・普通部・中等部・高等部・普通部・中等部および幼稚舎は、専任の教員により2名を選出する。

第6条（第2塾長候補者の推薦）委員会は、前条により選出された第1次塾長候補者の中から3名の第2塾長候補者を推薦する。

第7条（塾長候補者の推薦）委員会は、前条により選出された第2塾長候補者の中から1名の塾長候補者を推薦する。

第8条（塾長候補者の推薦）委員会は、前条により選出された塾長候補者を評議員会に推薦する。

第9条（塾長候補者の推薦）委員会は、前条により選出された塾長候補者を塾長選考委員会に推薦する。

第10条（塾長候補者の推薦）委員会は、前条により選出された塾長候補者を評議員会に推薦する。

第11条（塾長の選出）①塾長は、塾長候補者の中から評議員会の投票により選出する。

②塾長は、塾長候補者の中から評議員会の投票により選出する。

第12条（塾長の任期）塾長の任期は、四年とする。

第13条（塾長の再任）塾長は、再任を妨げない。

第14条（塾長の解任）塾長は、評議員会の決議により解任することができる。

第15条（塾長の代理）塾長に事故があるときは、あらかじめ塾長が指名する塾長候補者の中から代理を選出する。

第16条（塾長の補佐）塾長の補佐として、塾長候補者の中から塾長が指名する塾長候補者を置くことができる。

第17条（塾長の任期）塾長の任期は、四年とする。

第18条（塾長の再任）塾長は、再任を妨げない。

第19条（塾長の解任）塾長は、評議員会の決議により解任することができる。

第20条（塾長の代理）塾長に事故があるときは、あらかじめ塾長が指名する塾長候補者の中から代理を選出する。

第21条（塾長の補佐）塾長の補佐として、塾長候補者の中から塾長が指名する塾長候補者を置くことができる。

第22条（塾長の任期）塾長の任期は、四年とする。

第23条（塾長の再任）塾長は、再任を妨げない。

第24条（塾長の解任）塾長は、評議員会の決議により解任することができる。

第25条（塾長の代理）塾長に事故があるときは、あらかじめ塾長が指名する塾長候補者の中から代理を選出する。

第26条（塾長の補佐）塾長の補佐として、塾長候補者の中から塾長が指名する塾長候補者を置くことができる。

第27条（塾長の任期）塾長の任期は、四年とする。

第28条（塾長の再任）塾長は、再任を妨げない。

第29条（塾長の解任）塾長は、評議員会の決議により解任することができる。

第30条（塾長の代理）塾長に事故があるときは、あらかじめ塾長が指名する塾長候補者の中から代理を選出する。

第31条（塾長の補佐）塾長の補佐として、塾長候補者の中から塾長が指名する塾長候補者を置くことができる。

第32条（塾長の任期）塾長の任期は、四年とする。

第33条（塾長の再任）塾長は、再任を妨げない。

第34条（塾長の解任）塾長は、評議員会の決議により解任することができる。

第35条（塾長の代理）塾長に事故があるときは、あらかじめ塾長が指名する塾長候補者の中から代理を選出する。

第36条（塾長の補佐）塾長の補佐として、塾長候補者の中から塾長が指名する塾長候補者を置くことができる。

第37条（塾長の任期）塾長の任期は、四年とする。

第38条（塾長の再任）塾長は、再任を妨げない。

第39条（塾長の解任）塾長は、評議員会の決議により解任することができる。

第40条（塾長の代理）塾長に事故があるときは、あらかじめ塾長が指名する塾長候補者の中から代理を選出する。

第41条（塾長の補佐）塾長の補佐として、塾長候補者の中から塾長が指名する塾長候補者を置くことができる。

第42条（塾長の任期）塾長の任期は、四年とする。

第43条（塾長の再任）塾長は、再任を妨げない。

第44条（塾長の解任）塾長は、評議員会の決議により解任することができる。

第45条（塾長の代理）塾長に事故があるときは、あらかじめ塾長が指名する塾長候補者の中から代理を選出する。

第46条（塾長の補佐）塾長の補佐として、塾長候補者の中から塾長が指名する塾長候補者を置くことができる。

第47条（塾長の任期）塾長の任期は、四年とする。

第48条（塾長の再任）塾長は、再任を妨げない。

第49条（塾長の解任）塾長は、評議員会の決議により解任することができる。

第50条（塾長の代理）塾長に事故があるときは、あらかじめ塾長が指名する塾長候補者の中から代理を選出する。

第51条（塾長の補佐）塾長の補佐として、塾長候補者の中から塾長が指名する塾長候補者を置くことができる。